

交通政策審議会海事分科会第57回船員部会

(成瀬専門官) それでは、定刻より少し早いのですが、皆さんお揃いですので、ただ今から交通政策審議会海事分科会第57回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます、海事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は委員及び臨時委員総員17名中16名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。議事次第、配布一覧資料がありまして、3枚目からが資料になります。資料の番号は資料の右上に記載してございます。まず、資料1として、「交通政策審議会への諮問について」、「諮問第204号 船員派遣事業の許可について」が2枚になります。その参考資料として、1-1が表紙を含め3枚。これは委員限りの資料でございます。資料2として、「交通政策審議会への諮問について」、「諮問第205号 無料の船員職業紹介事業の許可について」が2枚になります。その参考資料として、資料の2-1が表紙を含め3枚。これは委員限りの資料でございます。資料3として、「船員派遣事業等フォローアップ会議の報告について」が3枚となります。資料は行き届いておりますでしょうか。

それと、委員及び臨時委員の席上には、「海事レポート2014年版」というものと「海上労働第66巻」をお配りしております。海事関係政策のご参考にしていただけたらと思います。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

(落合部会長) それでは、お手元でございます議事次第、本日3つございますが、最初の議題1. 船員派遣事業の許可について、それと議題の2の無料の船員職業紹介事業の許可について。これにつきましては、個別事業者の許可に関する事項であり、公開することによって当事者等の利益を害する恐れがあるということですので、船員部会運営規則の11条ただし書の規定に基づきまして審議を非公開にさせていただきます。したがって、もしマスコミの関係の方あるいは関係者以外の方がおられたとすれば、ご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

(落合部会長) 議題3の方へ移らせていただきたいと思います、これは船員派遣事業等フォローアップ会議の報告についてというものであります。これも事務局の方から説明をお願いいたします。

(佐藤室長) それでは、船員派遣事業等フォローアップ会議の報告についてご説明いたします。資料は資料3でございます。船員派遣事業につきましては、事業の適正な実施を図るため、事業所監査を実施しておりまして、その監査結果内容を平成17年から実施しております船員派遣事業等フォローアップ会議の場で報告することとしております。委員名簿は3枚目の参考資料のとおりでございます。

先月、7月28日に第19回のフォローアップ会議が開催されましたので、その会議の結果につきまして資料3に基づき説明いたします。今回は本年1月から6月までの間に42事業者に対し監査を実施いたしました。この監査の結果を事務局より報告いたしまして、意見交換を行いました。資料の1ページ目のIVが監査結果となりますが、1. は監査を実施しました事業者の概要となっておりますので、説明は省略させていただきます。

2ページ目の2. 船員職業安定法等に基づく是正指導状況でございますが、是正指導を受けました事業者は14事業者ございました。その内容につきましては、「派遣元責任者の不足」が1事業者、「派遣先からの派遣受入期限の通知書なし」が3事業者、「派遣先からの派遣受入期限の通知書の記載不備」が3事業者、「派遣船員への派遣船員とする旨の明示書なし」が2事業者、「派遣船員への就業条件明示書の記載不備」が6事業者、「派遣先への派遣船員に関する事項の通知書の記載不備」が1事業者、「派遣元管理台帳の記載不備」が2事業者、「派遣先からの派遣就業の通知書の不定期受領」が5事業者、「派遣先からの派遣就業の通知書の記載不備」が2事業者でございました。

いずれも所要の是正指導を行っております。また、是正指導した全ての不適切事項につきましては、全ての事業者が速やかに是正措置を講じたことを確認しております。

続きまして、3. 船員労働安全衛生規則等に基づく教育訓練の是正指導状況でございますが、是正指導を受けた事業者は11事業者ございました。全ての事業者が教育訓練を実施しておりますが、派遣先への実施記録の通知をしていない、または派遣先から通知を受けていない等の不適切事項がございました。

いずれも所要の是正指導を行っております。また、是正指導した全ての不適切事項につきましては、全ての事業者が速やかに是正措置を講じたことを確認しております。

続きまして、資料はございませんが、当日の議題のその他におきまして、行政処分の運用の見直しについてご報告をしております。今までは、違反行為が認められた場合は、事業者の自主的な改善努力を促すため、まず指導・助言を行うこととしておりましたが、今後は、重大な法令違反につきましては、原則として、指導・助言の手続きを経ずに改善命令、業務停止、許可の取消しといった行政処分を行うこと、また、行政処分を行った場合、原則として、事業者名などを公表することとする見直し内容について報告しております。

フォローアップ会議におきましては、委員より、書類の不備や報告漏れなどの不適切事項が相変わらず多いとの話があり、座長より、全般的な啓発活動に取り組んでもらいたいとの意見がありました。また、行政処分の運用の見直しについては、委員より、運用を強化するということを事業者にも周知し、警告した方がいいのではないかと意見があり、座長より、運用の見直しの公

表ということではなく、全般的な啓発活動という観点から取り組んでもらいたいとの意見がございました。

この意見を踏まえまして、今般、全ての許可事業者に対しまして、「船員派遣事業を適正に実施するために」という冊子を配布いたしまして、改めて制度全般の周知徹底を図ったところでございます。また、この冊子の送付の際には、法令に違反したときには、改善命令、業務停止、または許可の取消しの行政処分を受ける場合があります、その場合には事業者名などが公表される旨、併せて注意喚起をしております。

当局といたしましては、これからも不適切な疑わしい事案を見付けた場合には、積極的な監査を行い是正させるとともに、派遣の許可または更新等の際には運輸局等を通じて基本的なルール等について事業者に対して適時適切な指導を行ってまいりたいと考えております。また、必要に応じ行政処分を行うことにより、船員派遣事業の適正な運営を確保していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

(落合部会長) ありがとうございます。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしますと、本日予定しました議題は全て終了ということになりますが、事務局の方から何かございますでしょうか。

(寺川課長補佐) はい。7月25日に行われました宇野高松間地域交通連絡会議での検討の進捗状況につきましてご報告申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

海事局内航課、寺川と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

宇野高松間地域交通連絡協議会は、本年4月1日の本四高速料金の改定、また7月16日をもって夜間便を中止するといった、当該航路を取り巻く環境変化を受けまして、航路存続のために地元関係者として何ができるのかを話し合うことを目的として開催をされましたものでございます。

今回の協議会では、同航路、宇野と高松の航路でございますが、同航路が重要な航路であることの認識が県市関係者の間で共有されました。その上で、具体的な支援策につきましては、今年度の航路の実情、特に7月16日以降、夜間便を中止した以降の航路の実情を踏まえた上で検討するということが確認がされたものでございます。

具体的な今後の流れでございますが、利用実態調査を秋にも行いまして、年内に次回の協議会を開催を予定しております。観光利用促進など、同航路の利用促進策を話し合っていく予定と聞いてございます。国といたしましても、地元協議会での議論を踏まえまして、関係自治体と十分に連携をしつつ、本航路の維持に向けた地域の取組みを支援していきたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますがご報告をさせていただきます。

(落合部会長) ありがとうございます。それでは、ただ今のご報告につきまして何かご意見、ご質問等は。どうぞ。

(平岡委員) ただ今、協議会が開催された、その内容についてのご報告があったわけですが、国としても航路存続に向けて取り組んでいきたいというような今ご回答だったと思いますが、ただ、この協議会の中で出ている話は観光利用促進政策という、ことなんですけれども、じゃあ国としてどのように今後その辺について関わっていくのか。

いずれにいたしましても、宇野高松航路が重要だということは、国、地方自治体、その辺のところ十分認識しているということですが、じゃあいかにして航路を残すのかというようなときに、あまりにも、ゆっくりしすぎているんじゃないのかと思います。

このままいったら、支援策が出る前に、下手をすると航路がなくなる可能性もあるということですので、国としてもその辺のところを十分認識しているということであれば、やはりその中で、国がある程度イニシアチブを取りながら、航路存続をどのように進めるかということをも具体的な実効ある施策をもって示していただければというふうに思います。

それと、もう1点。前回のときにご質問したんですけれども、宇野高松航路だけの話だけじゃなくて、他地区ではどのようになっているのか。他地区でも同じように橋と競合する航路がありますので、その辺のところはどうなっているかという質問もしたと思います。その辺の内情がわかれば教えていただきたい。

(寺川課長補佐) ありがとうございます。ただ今ご指摘いただきました点につきましては、国といたしましても早期に実現が図れるように鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう1つの点の、ほかの並行航路についてどのように考えているかというご質問かと思われませんが、基本的には同じ考え方でございまして、フェリー航路の持続的な維持につきましては、今、一生懸命、民間事業者の皆さんが創意工夫によってコストの削減とか利用促進の取組みをいただいているところでございますが、地域全体で地域交通を支えるという共通認識が重要であるということには変わりはありません。

具体的にそれはどういうことかというふうになりますと、各論でどこに何が必要だとなれば、まず地元で地域交通における航路の必要性を十分検討していただいた上で、関係自治体として航路を支えるための支援策の検討を要請していきたいと考えておりますし、もちろん宇高航路と同じように、国といたしましても、地元の議論を踏まえまして、関係自治体と十分に連携をしつつ、航路の維持に向けた地域の取組みを支援していきたいというふうに同じように考えているものでございます。

このような観点から、宇高航路で申し上げれば、香川県や岡山県、高松市、玉野市の2県2市の入った協議会を通じて推進を図っているところでございます。

(落合部会長) よろしいですか。

(平岡委員) 今言われた話は総論的なお話だというふうに私は思っているんですけれども、実際に協議会が立ち上がってる宇野高松については、そういう実績があってお話をされたと思いますが、前回、聞いたのは、同じような協議会が立ち上がってるところはあるのかどうか。

それと、今言われたように、地方自治体がとか、そういう話じゃなくて、例えば各地方運輸局

あるわけですから、その辺のところでは航路の実態とかわかつてと思います。その様なときに国がインドシナチブを取って協議会を立ち上げるのかどうなのかとか、そういうことです。

いずれにしても、この問題は、本省の方から協議会を立ち上げてというような形の中で、今後、地方自治体、その辺を踏まえどういことができるのかというような方針があつて各地区において協議会が立ち上がっているというふうには認識しているんですが、今のお話では、地方からということで、国としては何もしないよというふうにも聞こえるんですけども、そういうふうな状況になっていないと思いますので、もう少し本省の方から地方の局の方を指導しながら、きちっと協議会なりを立ち上げられるのか、その辺のところはきっちりしていただきたいなというふうに思いますけれども。

(寺川課長補佐) 大事な観点でございます。きちんと対応させていただきたいというふうにご報告しております。どうぞよろしくお願いいたします。

(落合部会長) そうしますと、ほかの点で事務局の。どうぞ。

(石田調整官) 海技課の石田と申します。よろしくよろしくお願いいたします。前回、この部会において高橋委員から船舶職員法の20条特例に関するご発言がございましたので、この点について海事局の見解を述べさせていただきます。

前回、高橋委員からは、船舶職員及び小型船舶操縦者法20条の特例について、対象となる船舶の新設にあたって、単に労使の合意だけではなくて厳格に取り扱うべきものというふうには思うけれども、海事局の見解はどうかという問いをいただいたところでございまして、20条特例の新設にあたっては、当然、労使合意のみだけではなくて、官労使を含む検討会において安全性の観点から総合的に検討した上でこれまで結論を出してきているところであつて、今後もその取扱いについて何ら変わることはございませんということをご報告申し上げさせていただきます。

(落合部会長) いかがですか。どうぞ。

(高橋委員) 見解のとおりだと思うんですが、若干補足をしておきますと、ある一部の業界で、前回も述べましたとおり、新しい船ができたことによってこの問題が発生していると、聞いております。

特に国交省の方には承認を得たんだけど、労働組合側で反対をして、許可にならないというようなことを現場の方に流していると私は聞いております。よもやそういうことはないと思っておりますが、特に今言われるように安全の重要な問題で、1週間ぐらい前にもサンマ漁船で火災事故を起こし非常に悲惨な状況が毎年毎年繰り返される。

そういう状況の中で、安全対策を厳格にしてほしいというのが1点と、それから先ほど申しましたとおり、国交省が許可をしたということを利用して、それをネタにして現実化を図るようでございます。当然、国交省としても絶対あつてはならないと思います。

以上です。

(石田調整官) 当方にて、一部の業界から確かに要望があつたということは承知しておりますけれども、海事局から何かオーケーだとかそういうことを申し上げたという事実はございません。より具体的な要望がなされれば、内容を精査して官労使含む検討会において検討していくというこ

とになろうかと思えます。

(落合部会長) ほかに特にご発言はございませんでしょうか。

それではないようですので、これで本日の。

(平岡委員) その他でいいですかね。

(落合部会長) その他で。どうぞ。

(平岡委員) ちょっとお尋ねしたいんですけれども、船員の確保という観点の中で、特に内航船員の件で、陸上の方にももう少し船員職業、その辺のところを広く知らしめると。過去、平成20年ですか、ハローワークとの連携というようなことが行われていますが、実際にその後、ハローワークと運輸局の職業紹介所、実際にその辺のところは上手く機能しているのかどうなのかということをお聞きしたい。

それはなぜかといいますと、ハローワークに行っても、じゃあ船員という人の職業がありますよということがハローワークの方で明確になっているのか、どうなのか。

例えば1つの例として、船員だったら運輸局の方へ行って職業の紹介の相談を受けることができるが、陸上の者がハローワークに行っても同じように船員職業、その辺のところがありますよということがわかれば、幅広く陸上の方からのソースも期待できるのではないのかと。

共通の連携があるとはいいいながら、その辺のところを上手く機能してるのか、してないのか、その辺のところお伺いしたいんですけれども。

(落合部会長) もし答えられるのであれば答えていただきますし、何か調査しなきゃいかんというんだったらまた次回以降ということですが、いかがですか。

(佐藤室長) ハローワークとの連携につきましては、おっしゃられましたとおり、18年、20年にハローワークとの連携ということで文書が出ておまして、例えば尾道の6級の航海の講習の募集とか、そういったものについてはハローワークの方にも掲示・備置をしていただくとかですね。その掲示・備置していただいたものに興味がある人は運輸局に回してもらおうとか、そういうお願いというのは各運輸局でやっております。

(平岡委員) そういうことをやられているのはわかるんですけれども、それでは連携とかそういう話にはならないんじゃないかと思えます。やはり、例えばハローワークに行っても船員でこういう求人がありますよというようなことがわかれば、より広くその辺のところをアピールできるというふうに思いますが、今言われたように、ただ掲示板を出して、そこに例えば興味がある方はとか、そういう話じゃなくて、例えばこういう業種の仕事があるんですということを大々的にハローワークに貼り出すことも必要と思えます。

今の話だったら、ただ単に講習。例えば6級とかの、貼り紙があつて、それを見てということではなくて、こういう職業がありますよということをしちっと知らせる意味からも連携をもう少し取る必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺どうなんですか。

(佐藤室長) ちょっと説明不足でしたけれども、ハローワークの方に対しまして、ジョブカフェなんかには船員のセミナーの開催を要請したり、あとは就職説明会などに船員関係のブースを出してもらおうとか、そういうお願いはしております。

(平岡委員) わかりました。じゃあ、今やっているという話なんですね。

(佐藤室長) はい。

(平岡委員) 過去、平成20年からの実績というのはいたいわかるんですか。

(佐藤室長) 実績は集計をしていないので、ちょっとわかりません。

(平岡委員) なぜそういう話をするかという、幅広く船員職業その辺のところ連携しているのであれば、ハローワークを通じてなお幅広く船員の求人ができると思いますので、もしその辺の実績とかがわかれば、お教えいただければというふうに思います。

(佐藤室長) 調べまして、わかるようであればお伝えしたいと思います。

(落合部会長) ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から次回期日等も含めましてお願いいたします。

(成瀬専門官) 次回の部会の開催に日程については、部会長にお諮りした上で改めてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

(落合部会長) そういたしますと、57回の船員部会、これで全て終了ということになります。どうも暑い中ありがとうございました。

了